

【契約書別紙②】

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の重要事項（説明書）

事業の目的と運営の方針

1) 事業の目的

養介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるように、居宅サービスまたは、介護予防サービスを提供することを目的とします。

2) 運営の方針

あなたの心身の状況やご家庭の環境をふまえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の関係機関と連携を図ります。また居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」（要介護1～5のかた）、または介護予防支援事業者の作成する「介護予防サービス計画」（要支援1・2のかた）と、わたしたちの作成する「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活計画」に従い、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供に努めます。

◎ わたしたち（事業者）の概要は、次のとおりです。

事業所名	特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）
法人名	社会福祉法人刈谷田福祉会
所在地	新潟県長岡市栃尾宮沢1778番地
電話番号	0258-52-2500
県指定年月日	平成27年4月1日 番号 1570203404
通常の送迎の実施地域	長岡市（栃尾地域）とする。
利用定員	29人
施設の概要	せせらぎの家（ユニット定員9名） 居室（個室） 9室（1室13.4㎡） 共同生活室（食堂・リビング） 1室（1室53.4㎡） トイレ 3室
	ひだまりの家（ユニット定員10名） 居室（個室） 10室（1室13.4㎡） 共同生活室（食堂・リビング） 1室（1室53.4㎡） トイレ 3室
	こもればの家（ユニット定員10名） 居室（個室） 10室（1室13.4㎡） 共同生活室（食堂・リビング） 1室（1室53.4㎡） トイレ 3室

従業員の概要	管理者 1人以上	特養兼務
--------	----------	------

(特養施設と兼務)	医師	1人以上	嘱託医師 かもしか病院
	生活相談員	1人以上	資格：社会福祉士・社会福祉主事等
	看護職員	1人以上	資格：看護師・准看護師
	介護職員	16人以上	資格：介護福祉士
	機能訓練指導員	1人以上	資格：理学療法士・看護師・准看護師等
	送迎車両	2台	特養施設車両と兼用
	夜勤職員	2人	特養施設と一体で勤務

◎ わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスは、次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

「短期入所サービス」または、「介護予防短期入所サービス」は事業所が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他の利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

2. 管理責任者・担当の職員

あなたを担当する管理責任者及び担当職員は、次の者です。

管 理 責 任 者	中澤 郁子	連絡先	52-2500
生 活 相 談 員	斎藤 一也		

管理責任者及び担当職員は変更になる場合がありますが、その時には連絡をいたします。

3. 利用者負担金

このサービスを利用するにあたって、あなたにご負担していただく料金は、別紙の利用料金表のとおりです。

4. 利用中止の場合

1) あなたが、このサービスの利用をやめたい場合は、お手数ですが事前に、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 特別養護老人ホームみやざわ苑 電話番号 0258-52-2500

2) あなたの都合でサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要です。できる限り早めにご連絡ください。ただし、あなたの体調の急変など緊急やむを得ない理由により利用を中止する場合は、キャンセル料をいただきません。

① サービスの利用開始日前のキャンセル

連絡の時期	キャンセル料	備考
サービス利用開始日の前々日まで	いただきません	容体急変の場合などにはいただきません。
サービス利用開始日の前日まで	利用者負担金の50%の額×1日分	
サービス利用開始日の当日	利用者負担金の100%の額×1日分	

② サービスの利用開始日以後のキャンセル

キャンセル料	備考
利用者負担金の50%の額×利用予定残日数	容体急変の場合などにはいただきません。

5. 非常災害対策

事業者は、地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

防災時の対応	事業所防災計画により対応します。
防災設備	定期的に点検設備を実施します。
防災訓練	地域の消防団との合同練習を含め年に3回以上実施します。
防火責任者	矢澤 文明

防火責任者は変更になる場合がございます。

6. サービス内容に関する相談・苦情

サービス提供に関する苦情や相談は当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所の相談・苦情担当窓口	生活相談員 齋藤 一也
電話番号	0258-52-2500
面接場所	当事業所の相談室等

担当窓口は変更になる場合がありますが、その時には連絡をいたします。

当施設以外に、市町村や他の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

長岡市介護保険課	電話 0258-39-2245
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022
新潟県福祉サービス運営適正化委員会	電話 025-281-5609

7. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応いたします。

8. 利用にあたっての注意事項

(1) 大勢のかたが同時に利用するので、他の入居者の迷惑にならないように次の項目（別記）につ

いて注意してください。また、職員の指示には必ず従ってください。再三にわたって違反した場合は、退所などの措置をとることがあります。

(2) 衣類等の持参品には、紛失防止のため名前をつけてください。また、貴重品は持参しないでください。

(3) 体調が思わしくない場合等は、利用を見合わせていただくことがあります。

(4) 作成された短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画及び実施するレクリエーションの内容などについてご意見やご要望があれば、遠慮なくお申し出ください。できる限り対応します。また、それ以外にもご相談があれば、サービスの提供についての関係の有無にかかわらず、遠慮なくお申し出ください。

(5) 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は、担当の居宅介護支援事業者か介護予防支援事業者までご連絡ください。

○事業所 特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）

電話番号 0258-52-2500

・ 「短期入所サービス」をご利用（要介護1～5）のかた

担当居宅介護支援事業者

（介護支援専門員）

電話番号 0258- -

・ 「介護予防短期入所サービス」をご利用（要支援1・2）のかた

担当介護予防支援事業者（地域包括支援センター）

（担当職員）

電話番号 0258- -

(6) 事業者は、利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、事業者の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取、確認のうえでサービスを実施するものとします。

## 9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、そのほかの緊急事態が生じたときは、速やかに別紙・緊急連絡先の主治医、ご家族等に連絡を行なう等の必要な講じます。

## 10. 虐待の防止のための取り組み

(1) 職員は、入居者に対し、心理的苦痛・身体的苦痛・人格を辱める等を行いません。

(2) 施設は、虐待防止のための対策を検討する委員会、指針を整備、定期的な職員の研修の実施を行います。なお発生した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う調査等に協力するように努めます。

## 11. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
実施した直近の年月日	年 月 日
実施評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

【別記】

来訪・面会	面会時間は、午前9時00分から午後9時00分です。この時間以外に希望される場合はご連絡ください。また、来訪されたかたが宿泊するときは、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊するときは、届け出が必要です。
居室・設備器具の使用	施設内の居室などの設備は、本来の使用法に従って使用してください。 事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により、破損等した場合には、利用者の負担により、現状復旧をお願いします。
迷惑行為	他のかたと共同生活する施設です。騒音を立てるなど、他の利用者の迷惑になるような行為はしないでください。 また、他の居室にみだりに立ち入らないでください。
所持品管理	居室のスペースの関係上、必要最小限をお願いします。 所持品全てに記名してください。
金 銭 管 理	居室内での金銭管理については、施設では責任を負いかねます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内で他の利用者及び職員に対する宗教活動や政治活動は、禁止します。
動 物 飼 育	施設内でのペットの飼育はできません。また、面会などの際、連れ込むこともお断りします。
そ の 他	施設で生活するにあたっては、職員の指示に従って、快適な生活を送ることができるようご協力ください。